令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、**一部変更しました**ので、ご注意下さい。

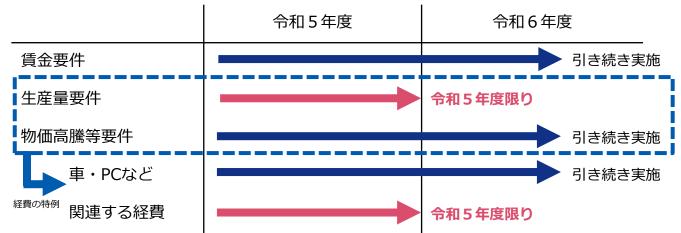
変更点

| 1. 特例事業者要件 | 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」 が終了(賃金要件と物価高騰等要件は引き続き継続) |
|------------|---|
| 2. 経費の特例 | 「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了(車・PCなどの導入は引き続き実施) |
| 3. 申請回数 | 令和6年度中に可能な申請回数は1回まで [※] |
| 4.賃金引上げ方法 | 事業場内最低賃金の引上げは1回のみ (複数回の引上げは助成対 象外) |
| 5. 申請期限 | 令和6年12月27日まで |
| 6. 事業完了期限 | 令和7年1月31日まで |

[%] 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

特例事業者に関する注意点

▶ 令和6年度における特例事業者の要件と対象経費は以下のとおりです。



(参考①)

令和6年度の特例事業者は、以下の①~②のいずれかの要件に当てはまる中小企業事業者となります。

| 1 | ① 賃金要件 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者 | | | | | |
|---|------------------------------------|---|--|--|--|--|
| 2 | 物価高騰等要件 | 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者※「%ポイント (パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。 | | | | |



特例事業者

また、変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

| | | 一般事業者 | 特例事業者 | |
|--------------|--|-------|-------|--------------|
| | | | ①賃金要件 | ②物価高騰 等要件 |
| 引上げ人数関係 | 引上げ人数10人以上の区分の利用 | × | 0 | 0 |
| | 生産性向上に資する設備投資等 | 0 | 0 | 0 |
| 助成対象経費 関係 | 生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 | × | × | 0 |

賃金引上げに関する注意点

「4.賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対 象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご注意ください。

(例) 地域別最低賃金が970円、事業場内最低賃金1,000円の事業場が4月15日に申請する場合

5月1日に1,000円から1,010円に引上げ、9月1日に1,010円から1,030円に引上げを実施し、合算して30円コースを申請したい。

5月1日に1,000円から1,025円に引上げ、9月1日に1,025円から1,060円に引上げを実施し、合算して60円コース又は2回目の賃上げで30円コースを申請したい。

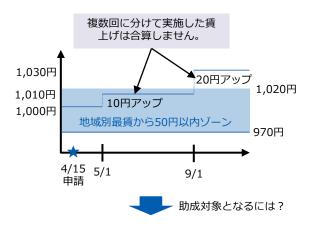


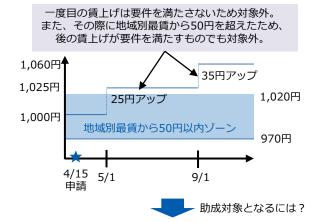
対象外 👨

5月1日と9月1日もともに30円以上の引上げがされていないので、引上げコース区分を満たす賃上げとは認められません。



5月1日は30円以上の引上げがされておらず、かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円を超えたため、9月1日に30円以上引き上げていただいても対象外となります。





対象!

5月1日に30円以上引き上げていただくか、5月1日の10円引上げはそのままに、**9月1日に30円以上引き上げていただく** と助成対象となります。

対象!

5月1日に30円以上引き上げていただくと 助成対象となります。

検索

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金



交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です